

# 申込に関するQ&A

## 【① 受験申込書について】

**Q1 9月1日に転居します。受験申込書の住所はどうしたら良いでしょうか。**

A……申込書には申込時点での住所を記入し、**受験票（様式1の2）のみ**転居後の住所で記入してください。申込書に付箋を貼り「○月○日より転居」と書いておいてください。なお、転居後に申込書記載事項変更届（様式8）（41ページ）と住民票を提出してください。

**Q2 事業所の名称が新しくなりましたが、旧名称で書くべきでしょうか。**

A……新しい名称で記入していただいても構わないのですが、確認できない場合がありますので、事業所名の欄に新事業所名称を書き、括弧書きで（旧名称：）というようにご記入ください。

## 【② 実務経験証明書について】

**Q1 以前に長野県で受験した経験がありますが、実務経験証明書は省略できますか。**

A……平成30年度に長野県介護支援専門員実務研修受講試験で実務経験証明書を提出し、受験票の交付を受けた方のみ省略可能です。（無効者は除く。平成29年度以前の受験では、実務経験証明書を省略できません。）省略受験であっても「実務経験証明書受理済申出書（6ページ参照）」「受験申込書」「在職証明書」「免許証」または「登録証」の写し等は提出してください。

**Q2 勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書が発行してもらえない場合は、どうすれば良いですか。**

A……引継先で過去の経験が証明できる場合がありますので相談してみてください。証明できなかった場合は、年金記録・雇用保険受給証明書・給与明細等、実務経験期間が客観的に証明できる書類を探して提出してください。従事日数は資格審査の段階で確定可能か判断します。

**Q3 資格取得前と後では実務経験コードが変わりますが、実務経験証明書はどのように記入すれば良いですか。**

A……変更前と変更後を分けてそれぞれ記入してください。

**Q4 個人で開業しています。実務経験証明書の証明はどうすれば良いですか。**

A……証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書とあわせて保健所等が発行する開業許可書、開設届出書等の写しを添付してください。なお、介護保険の指定事業所開業において、証明者と受験者が同一の場合は、都道府県知事・市町村長が発行した指定通知書の写しを添付してください。

**Q5 事業所に実務経験証明書を送って証明してもらおうのですが、氏名欄や業務内容欄等分かる範囲は自分で記入した上で証明印をもらえば良いですか。**

A……個人開業等、申込書と証明者が同一の場合を除いて、申込者が実務経験証明書を自署した場合は無効となります。すべてを証明者に記入してもらうように依頼してください。

### 【③ 実務経験について】

- ◆1 いずれの受験資格においても、要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本業務として明確に位置づけられていることが必要です。必ず別紙 A・B(9～11 ページ) にてご確認ください。
- ◆2 別紙 A (9～10 ページ) に掲げる国家資格を所持していたとしても、教育業務・研究業務・営業・事務など、要援護者に対する直接的な対人援助を行っていない期間は、実務経験期間に含まれません。

#### Q1 受験申込にあたり、これまでの実務経験すべてを申告する必要はありますか。

A……受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出していただければ、すべての実務経験を申告する必要はありません。

#### Q2 訪問介護事業所で介護福祉士として勤務しています。業務は生活援助ですが、現場では必要によっては身体介護も行っています。この場合実務経験として算入できますか。

A……上記◆1の考えから、このケースの場合、介護福祉士として実務経験に算入できるのは、業務報告書などの客観的な資料により介護業務として証明される場合にのみ、算入できます。

#### Q3 介護施設で介護福祉士の資格を取得して5年以上生活相談員として勤務しています。現場では身体介護も行っていますが、この場合は実務経験として算入できますか。

A……このケースの場合、まずは別紙 B (11 ページ) に掲げる生活相談員として実務経験に算入できるかご確認ください。

また、介護福祉士として実務経験に算入できるかについては、「要援護者に対する対人の直接的な援助業務が本来の主たる業務として明確に位置づけられているか」と、客観的に確認できる業務報告書等の資料により証明される場合に限られ、証明ができた場合は実務経験と従事日数が条件に合っているかを確認し、受験資格があるかどうか判断をすることとなります。

#### Q4 複数の訪問介護事業所で介護福祉士として勤務していますが、この場合従事期間及び従事日数の取り扱いはどうなりますか。

A……同一の期間に複数の事業所で勤務しているような場合には、重複している従事期間は通算できませんが、従事日数は算入することができます。ただし、1日に2か所で勤務しているような場合の従事日数は1日としてしか算入されません。

#### Q5 薬剤師の免許を持ち、薬局で薬の販売をしています。受験資格に該当しますか。

A……薬局での処方箋による調剤業務、一般用医薬品に関する薬事指導を行う場合は受験資格に該当します。ただし、薬局でも化粧品・雑貨等の販売のみを行っている場合や、薬品会社等における営業職や商品開発等の研究職、研究機関での検査業務については上記◆1及び2により受験資格に該当しません。

#### Q6 栄養士の免許を持ち、民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。この場合、受験資格に該当しますか。

A……栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています。献立作成やメニュー開発、調理業務、食品衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務ではないため、受験資格に該当しません。

#### Q7 保健師の免許を持ち、市役所の介護保険課の非常勤職員として、介護保険の認定調査員をしています。この場合、受験資格に該当しますか。

A……認定調査業務は、要援護者に対する直接的な対人援助ではないため、受験資格に該当しません。

**Q8 老人デイサービスセンターの生活相談員をしています。この場合、【別紙B04】介護老人福祉施設の生活相談員に該当しますか。**

A……【別紙B04】には該当しません。この場合、社会福祉士等の国家資格を取得し登録してから5年以上かつ900日以上の実務経験が必要になります。

**Q9 3か所の事業所から実務経験を証明してもらいましたが、業務期間は1か月未満を切り捨ててあるので、通算すると4年11か月になってしまいました。日数は900日以上ありますが、受験できませんか。**

A……業務期間で1か月未満切り捨て日数については、合計して30日あれば1か月とみなします。従って、3か所の業務期間の端数を合計して30日以上あれば5年とみなされ受験できます。

## 【④ 在職証明書について】

**Q1 7月5日に退職します。在職証明書を提出しなくてはいけませんか。**

A……申込時点で在職しているのであれば、在職証明書を提出していただきます。

**Q2 在職証明書の提出は省略できますか。**

A……実務経験証明書を提出することで、申込み開始日（2019年6月3日）以降の日までの当該事業所での在職が確認できる場合は、提出していただくなくて結構です。

**Q3 育児休暇中ですが、在職証明書と住民票のどちらが必要になりますか。**

A……勤務先に籍があるので、在職証明書が必要です。

## 【⑤ 資格登録証について】

**Q1 介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込期日までに間に合いません。**

A……再発行申請書の写し等、再発行の手続きを行ったことが分かる証明書を添付してください。なお、試験は**見込み受験**となりますので、登録証が届き次第、登録証の写しを提出してください。提出期限までに書類の提出が無かった場合、試験は無効になりますので、ご注意ください。  
**提出期限は2019年10月23日（水）<消印有効>です。**

**Q2 婚姻により姓が変更になりましたが、資格登録証の姓を変更していません。**

A……婚姻等により、受験申込書と資格登録証（各種提出書類）の姓が異なっている場合には、旧姓の登録証の写しとその経過がわかる戸籍抄本の原本を添付してください。

## 【⑥ その他】

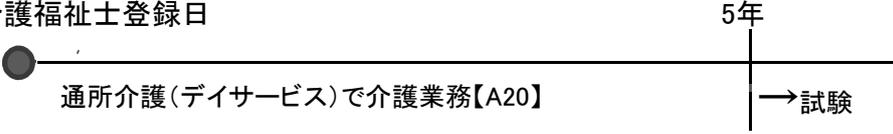
**Q1 受験手数料を払込後、受験資格を満たしていないことが判明しました。受験申し込みはまだしていません。受験手数料は返金してもらえますか。**

A……長野県社会福祉協議会ケアマネ試験本部まで必ず連絡してください。（電話 026-226-2000）入金日等を確認のうえ、返金にかかる費用を差し引いた金額を返金します。（31 ページ参照。）

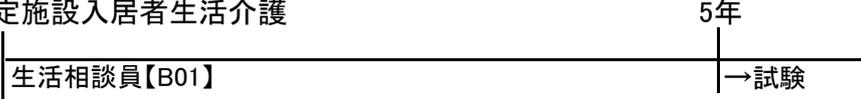
# 実務経験期間算定の具体例

## 【実務経験期間5年以上を満たすケース】

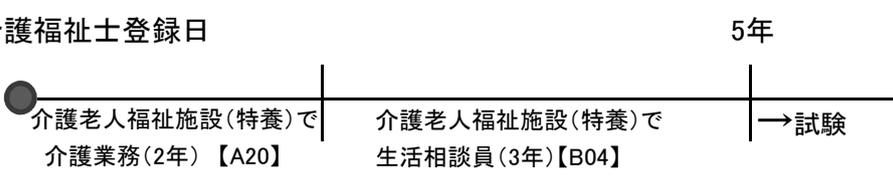
○国家資格等取得後の実務経験が5年の場合

介護福祉士登録日  5年 通所介護(デイサービス)で介護業務【A20】 → 試験	○
--	---

○相談援助業務の実務経験が5年の場合

特定施設入居者生活介護  5年 生活相談員【B01】 → 試験	○
---	---

○複数の受験資格対象業務を合算した実務経験が5年の場合

介護福祉士登録日  5年 介護老人福祉施設(特養)で介護業務(2年)【A20】 介護老人福祉施設(特養)で生活相談員(3年)【B04】 → 試験	○ ※1
--	------

※1 受験資格対象業務同士であれば実務経験の合算が可能

## 【実務経験期間5年以上を満たさないケース】 ※受験資格要件を満たさない

○国家資格等を所有しているが、当該資格に基づく本来業務でない場合

薬剤師免許取得日  5年 製薬会社の研究部門業務	× ※2
--	------

※2 直接的な対人援助業務でない。研究業務は対象外

○国家資格等を所有しているが、実務経験が5年未満の場合

介護老人福祉施設(特養) 介護福祉士登録日 試験  介護業務(3年) 介護福祉士業務(2年) → (あと3年で受験資格発生) ← (対象外) → ← (対象) →	× ※3
---	------

※3 介護福祉士取得前の期間は対象外

○国家資格等を所有しない場合

訪問介護事業所  5年 訪問介護員(ヘルパー2級)	×
---	---